

### **明細書の発行について**

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨をお申し出ください。

### **後発医薬品(ジェネリック医薬品)について**

当院では、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。また、医薬品の供給不足等が発生した場合、治療計画の見直しや、適切な対応ができるように体制を整備しております。なお、状況に応じて患者さまへ投与する薬剤が変更となる可能性があります。

### **医療情報取得加算に関する掲示**

当院では、電子資格確認を行う体制を有して質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、および活用して診療を行っています。

### **外来感染対策向上加算 連携強化加算に係る掲示**

当院は、院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っています。

- 当院では受診歴の有無を問わず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者様の診察も実施しています。
- 感染管理者が中心となり、従業員全員で院内感染対策を推進します。
- 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施します。
- 感染性の高い疾患(インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症感 など)が疑われる場合は一般診療の方と分けた診療スペースを確保して対応しています。
- 抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用いたします。
- 標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- 感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に院内の感染症発生状況や抗菌薬の使用状況を報告し、必要な情報提供やアドバイスを受け院内感染対策の向上に努めています

### **生活習慣病管理料の施設基準に係る院内掲示**

当院では患者さんの状態に応じ、28日以上での長期の処方を行うこと、リフィル処方せんを発行することのいずれの対応も可能です。長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

### 電子的診療情報連携についてのお知らせ

当院では、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報・薬剤情報等を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。

また、電子処方箋の発行および診療情報共有サービスを活用し、質の高い診療を行うための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。

マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

### かかりつけ医機能についてのお知らせ

当院は「かかりつけ医」機能を有する医療機関として、以下の取り組みを行っています。

- 他の医療機関の受診状況や処方されているお薬を把握し、必要な服薬管理を行います
- 必要に応じて、専門の医師・医療機関をご紹介します
- 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます
- 介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます
- 夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています
- 業務継続計画(BCP)を策定し、災害等の緊急時にも診療を継続できる体制を整えています

### 一般名処方について

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬については、患者様へご説明のうえ、商品名ではなく一般名(有効成分の名称)で処方する場合がございます。

一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、必要なお薬が提供しやすくなります。ご理解とご協力をお願いいたします。

### 時間外の対応体制について

当院では、診療時間外においても患者様からの電話等による問い合わせに対応できる体制を整えています。

○緊急時の連絡先:077-524-8114(診療時間外は転送電話につながります)

○対応可能時間:22時まで対応

※ 再診の患者様には、診療時間内の受診であっても時間外対応体制加算を算定させていただきます。

### 地域包括診療についてのお知らせ

当院では、地域包括診療加算の届出を行っており、以下の対応を行っています。

- 患者様の同意を得て、他の医療機関と連携のうえ服薬管理を行います
- 必要に応じて、28日以上長期の投薬またはリフィル処方箋の発行を行います
- 介護支援専門員・相談支援専門員からの相談に適切に対応します
- 健康相談や予防接種に関する相談に応じます

### **ベースアップ評価料について**

当院では、勤務する職員の賃金改善を実施するため、外来・在宅ベースアップ評価料を算定しています。

※ 本加算は、医療機関に勤務する職員（医師、看護師、事務職員等）の処遇改善を目的とした診療報酬上の評価です。

### **物価対応料について**

令和8年6月の診療報酬改定に伴い、物価高騰への対応として「物価対応料」が新設されました。初診・再診時に所定の点数が加算されます。